

# 軽失禁製品の表示に関する ガイドライン

2021年6月1日

一般社団法人 日本衛生材料工業連合会

# 軽失禁製品の表示に関するガイドライン

## I. 適用対象

この「軽失禁製品の表示に関するガイドライン」は、軽度尿失禁製品を適用対象とする。但し、新規タイプの製品で適用対象と考えられるものは、(一社)日本衛生材料工業連合会において協議のうえ分類追加、及び改訂することができる。

## II. 表示事項

- (1) 標題
- (2) 品名
- (3) 個数 (数量)
- (4) 構成材料
- (5) 使用上の注意
- (6) 保管上の注意
- (7) 製造業者
- (8) 使用後処理の絵表示
- (9) 環境情報サイトへのリンク

## III. 表示要領

### A. 枠内表示

- (1) 枠内表示に際しては、II表示事項(1)～(5)は少なくとも枠内に記載し、記載様式は、各社の判断で記載すること。
- (2) 標題の表示に際しては、「(一社)日本衛生材料工業連合会のガイドラインに基づく表示」の文字を用いて記載すること。
- (3) 品名の表示に際しては、「軽度尿失禁シート」あるいは「軽失禁パッド」等に類する文字を用いて記載すること。
- (4) 個数(数量)の表示に際しては、その製品の枚数を記載すること。
- (5) 構成材料の表示に際しては、表面材の主成分名を記載すること。  
なお、表面材の主成分名は、基本的には各メーカー(販売業者を含む)が責任を持つこととし、理解しやすい名称を用いるように努めること。
- (6) 使用上の注意或いは、使用後の処理の表示に際しては、各社の判断で次に掲げる事項を表示すること。
  - \* トイレに流さないでください。
  - \* 適切な廃棄をこころがけましょう。
  - \* お肌に合わないときは医師に相談して下さい。
- (7) 保管上の注意の表示に際しては、各社の判断で次に掲げる事項を表示すること。
  - \* 開封後は、ほこりや虫が入り込まないように、衛生的に保管してください。等の文言を記載する

こと。

- (8) 製造業者の表示に際しては、製造業者・販売業者・輸入業者の少なくとも何らか一つについて、その氏名もしくは名称・住所・電話番号を記載すること。但し、商品の問合せ・相談に関する電話番号を別に記載している場合は、枠内の電話番号を省略することができる。
- (9) 抗菌加工に関する表示は、別途（一社）日本衛生材料工業連合会で定めた「抗菌自主基準」に従い表示すること。
- (10) 各メーカー（販売業者を含む）が必要と考える内容を枠内に追記することは可能とする。

## B. 使用後処理の絵表示

- (1) 使い捨て商品の使用後の廃棄方法をわかりやすく伝え、廃棄による環境への影響を極小化するために、対象商品には以下の絵表示を必ず記載すること。ただし、トイレに流せることを標榜する軽失禁製品は、トイレに流さないでくださいマーク（通称:DNF マーク）を削除することができることとする。

なお、絵表示に隣接して記載されている「トイレに流さないでください」「適切な廃棄をこころがけましょう。」の文言については、各社の判断により記載しないことも可能とする。



トイレに流さないでください。



適切な廃棄をこころがけましょう。

- (2) 絵表示の色は、高い視認性が得られるよう、背景とのコントラストが十分に高くなければならない。表示場所は底面を除く見やすい場所とする。
- (3) 絵表示のサイズについては、以下の通りとする。

絵表示の大きさを決定する表示面積とは、絵表示の表示面、またはパッケージのもっとも広い面の面積とする。

なお、「適切な廃棄をこころがけましょう。」マークの直径は縦の長さとする。



- a. 表示面積 32cm<sup>2</sup>未満の小型のパッケージの場合、直径 6.35mm より大きいものとします。
- b. 表示面積 32cm<sup>2</sup>以上、161cm<sup>2</sup>未満の表示面を持つ「販売するパッケージ」や「消費者が使用する状態でのパッケージ」では、直径10mm 以上とします。
- c. 表示面積 161cm<sup>2</sup>以上、290cm<sup>2</sup>未満の表示面を持つ「販売するパッケージ」や「消費者が使

用する状態でのパッケージ」では、直径15mm以上とします。

d. 表示面積 290cm<sup>2</sup>以上、484cm<sup>2</sup>未満の表示面を持つ「販売するパッケージ」や「消費者が使用する状態でのパッケージ」では、直径19mm以上とします。

e. 表示面積 484cm<sup>2</sup>以上の表示面を持つ「販売するパッケージ」や「消費者が使用する状態でのパッケージ」では、直径25mm以上とします。

## C. 環境情報サイトへのリンク

(1) 使用後の製品のポイ捨てを減らすために消費者に情報を発信し、責任ある消費者行動を推奨することを目的とした（一社）日本衛生材料工業連合会の環境情報サイトへのリンクとして、①②どちらかのQRコードもしくはWEBアドレスを記載すること。

また、それらに近接する場所に「（一社）日本衛生材料工業連合会（もしくは JHPiA）からの環境情報はこちら」等の文言を記載すること。

① URL : [https://www.jhpia.or.jp/about/environ\\_info/paper/](https://www.jhpia.or.jp/about/environ_info/paper/)



② URL : [https://www.jhpia.or.jp/about/environ\\_info/](https://www.jhpia.or.jp/about/environ_info/)



(2) 表示場所は、特に定めないが、使用後の処理に関する注意表示の近くに配置するのが望ましい。

## D. 明瞭記載と記載箇所

製品の直接の容器又は被包の大きさにより、記載する文字等の扱いは特に定めていないが、明瞭記載すること。

2021年6月1日施行